

武蔵野市立ひと・まち・情報 創造館
武蔵野プレイスの管理運営に関する基本協定書

令和 7 年 4 月

武蔵野市

目 次

第 1 章 総則	1
(目的)	1
(公共性及び民間が行う事業の趣旨の尊重)	1
(管理運営の基本方針)	1
(管理する施設)	1
(協定の期間)	1
(法令の遵守)	1
(業務範囲及び管理条件の変更)	1
(甲が行う業務の範囲)	2
第 2 章 本業務の実施	2
(業務の実施)	2
(第三者への委託又は請負)	2
(統括責任者及び職員の配置)	3
(事業計画書)	3
(施設管理)	3
(管理施設の修繕等)	3
(緊急時の対応)	4
(情報の適正管理)	4
(情報公開)	4
(文書管理)	4
(環境への配慮)	4
(標準処理期間)	4
(検査)	4
(指導及び助言)	5
(事業協力)	5
(事業の広報等)	5
(目的外使用)	5
第 3 章 備品等の取扱い	5
(備品の管理等)	5
(備品の購入等)	5
第 4 章 業務実施状況の確認等	6
(モニタリングの実施)	6
(利用者ニーズの把握)	6
(労働条件審査への協力)	6
(事業報告書の作成及び提出)	7
(定例報告)	7

(業務報告及び監査)	7
(業務実施状況等の確認)	8
(業務の改善指示)	8
(本部の財務状況の確認)	8
(各種資料等の作成業務)	8
第5章 指定管理料	8
(指定管理料の支払)	8
(指定管理料の変更)	8
(管理口座)	9
第6章 損害賠償及び不可効力	9
(損害賠償の義務)	9
(保険)	9
(不可抗力発生時の対応)	9
(不可抗力によって発生した施設の復旧費用等の負担)	9
(不可抗力によって発生した管理運営の変更及び対策の費用等の負担)	
.....	10
(不可抗力による一部の業務実施の免除)	10
第7章 指定期間の満了	10
(本業務の引継ぎ)	10
(予約する事業の承継)	10
(協定期間終了に伴う原状回復)	11
(管理物品、文書及び個人情報等の扱い)	11
第8章 指定期間満了以前の指定の取消等	11
(甲による指定の取消し)	11
(乙による指定の取消しの申出)	12
(不可抗力による指定の取消し)	13
(指定期間終了時の取扱い)	13
第9章 その他	13
(留意事項)	13
(申請書の様式等)	13
(権利義務の譲渡の禁止)	13
(反社会的勢力等の排除)	14
(本業務の範囲外の業務)	14
(災害発生時の対応)	14
(請求、通知等の様式その他)	14
(リスクの分担)	14
(協定の変更)	15
(解釈)	15

(疑義についての協議)	15
(裁判管轄)	15

武蔵野市教育委員会（以下「甲」という。）と武蔵野市立ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス（以下「施設」という。）の管理を行わせるため甲が指定した指定管理者公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 基本協定は、甲と乙とが相互に協力し、施設を適正かつ円滑に管理運営するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間が行う事業の趣旨の尊重）

第2条 乙は、施設の設置目的に基づき、公の施設の公共性を十分に理解し、施設を管理し、及び運営し、並びに事業を実施するものとする。

2 甲は、事業が民間事業者によって実施されるものであることを十分理解し、対等な立場に立ってその趣旨を尊重するものとする。

（管理運営の基本方針）

第3条 乙は、施設の管理運営及び事業を実施するに当たっては、自らの創意工夫を活かし、施設の利用者に対するサービスの向上及び管理経費の縮減を図り、もって市民の多様な活動及び学習の場を創出し、市民文化振興の一層の増進を図らなければならない。

（管理する施設）

第4条 乙が、指定管理者として武蔵野市立武蔵野プレイス条例（平成22年3月武蔵野市条例第10号。以下「プレイス条例」という。）第4条及び武蔵野市立図書館条例（平成6年12月武蔵野市条例第47号。以下「図書館条例」という。）第6条に規定する管理業務（以下「管理業務」という。）を行う施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 武蔵野市立ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス
位 置 武蔵野市境南町2丁目3番18号

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

（法令の遵守）

第6条 乙は、本業務の実施にあたり、日本国の関係法令を遵守しなければならない。

（業務範囲及び管理条件の変更）

第7条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第

- 4 条で定めた本業務の範囲及び業務実施条件の変更を求めることができる。
- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(甲が行う業務の範囲)

第 8 条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 第14条第 1 項に定める管理施設の計画的修繕、改造、増築又は移設
- (2) 第14条第 2 項に定める額以上の修繕
- (3) 行政財産の目的外使用許可

第 2 章 本業務の実施

(業務の実施)

第 9 条 乙は、基本協定、当該事業年度における事項について別に定める協定書（以下「年度協定」という。）、武蔵野プレイス管理運営指針（以下「管理運営指針」という。）、プレイス条例及び図書館条例、武蔵野市立プレイス条例施行規則（平成 22 年 4 月武蔵野市教育委員会規則第 4 号。以下「プレイス規則」という。）、関係する条例及び規則並びにその他関係法令等のほか、指定管理者選定時の募集要項・要求水準書等（指定管理事業実施要領を含む。以下「募集要項・要求水準書等」という。）及び指定管理者申請にあたり乙が提出した事業計画書等（以下「提案書」という。）に従って本業務を実施するものとする。

- 2 前項に規定する書類等の間に矛盾又は齟齬がある場合は、条例及び規則、その他関係法令等、基本協定、年度協定、管理運営指針、募集要項・要求水準書等、提案書の順にその解釈が優先するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、提案書にて、募集要項・要求水準書等を上回る水準が提案されている場合は、原則、当該提案書に示された水準によるものとする。

(第三者への委託又は請負)

第 10 条 乙は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ甲が認めた場合はこの限りではない。

- 2 乙が前項に基づき本業務の一部を第三者に実施させる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(統括責任者及び職員の配置)

第 11 条 乙は、あらかじめ統括責任者及び副統括責任者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に届け出なければならない。

2 乙は、前項に定める統括責任者及び副統括責任者に変更があった場合は、遅滞なく甲に届け出なければならない。

3 乙は、指定管理業務を適切に実施するために必要な職員を確保し、配置しなければならない。職員間管理職員との業務内容の連絡・共有を行い、業務の体制を整えるものとする。また、配置する職員に対して、研修を実施し管理施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に務めるものとする。

(事業計画書)

第 12 条 乙は、募集要項・要求水準書等及び提案書をふまえ、あらかじめ次に掲げる内容を記載した年度別の管理業務に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）を作成し、各年度の前の年度の甲が指定する日までに甲に提出し、承諾を得なければならない。

(1) 事業の重点目標・取組方針等

(2) 事業計画(主な業務内容)等

(3) 組織管理体制・人員配置体制等

(4) 収入及び支出の見込み等

(5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めるもの

2 甲は、前項の規定により提出された事業計画書については、必要があると認めるときは、乙に対してその変更を指示することができる。

3 乙は、事業計画書の内容等を変更する必要があるときは、甲と協議し、その承諾を得なければ変更できない。

(施設管理)

第 13 条 乙は、管理施設及び設備を良好な状態に保ち、利用者の用に供しなければならない。

2 乙は、管理施設及び設備の適切な管理のため、関係法令に従い保守点検を行うほか、管理施設及び設備の破損及び汚損に対する日常の点検を行うものとし、不具合を発見した際には速やかに甲に報告するものとする。

(管理施設の修繕等)

第 14 条 管理施設の計画的修繕、改造、増築又は移設については、甲が自己の費用と責任において実施するものとし、乙は、甲の承認を受けた場合を除き、施設の原状を変更してはならない。

2 管理施設の修繕等のうち日常的なもので、年度協定に定める額の範囲内のものについては、あらかじめ甲の承認を受けた上で、乙の費用と責任において実施するものとし、乙はその結果を速やかに甲に報告するものとする。

(緊急時の対応)

第 15 条 乙は、あらかじめ災害、事件、事故、急病等の緊急時対応マニュアル及び防犯防災対応マニュアルを作成し、職員に周知徹底するなど、緊急事態に備えなければならない。

2 乙は、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

3 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報の適正管理)

第 16 条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(情報公開)

第 17 条 乙は、業務を行うにあたっては、武蔵野市情報公開条例の規定に準拠し、情報公開を推進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(文書管理)

第 18 条 乙は本業務において必要な文書について適正に管理するものとする。管理基準、保存期間等については別途定める。

(環境への配慮)

第 19 条 乙は、武蔵野市第五期環境基本計画に定める環境方針に留意しつつ、甲と連携し環境負荷低減に向けた取組みを推進するものとする。

(標準処理期間)

第 20 条 乙は、武蔵野市行政手続条例（平成 8 年 3 月武蔵野市条例第 5 号）の趣旨にのっとり使用許可の申請等が施設に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、適当な方法により公にしなければならない。

2 前項に規定するもののほか、乙は、武蔵野市行政手続条例の趣旨に沿った施設の運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護のための必要な措置を講じるものとする。

(検査)

第 21 条 甲は、施設の適正な管理運営を図るため、必要と認めるときは、

乙の管理する帳簿、書類その他の記録を検査することができる。

(指導及び助言)

第 22 条 甲は、施設の管理運営について乙に対し指導し、及び助言することができる。

2 乙は、管理運営について疑義が生じたときは、甲に対して速やかに指導又は助言を求めなければならない。

(事業協力)

第 23 条 乙は、甲及び武蔵野市の実施する事業に積極的に協力するものとする。

(事業の広報等)

第 24 条 甲は、乙の実施する事業の広報等について、協力するものとする。

乙は甲及び武蔵野市の広報を利用するときは、甲及び武蔵野市の広報のルールに従って広報を行うものとする。

(目的外使用)

第 25 条 乙は、利用者の利便のため、管理業務以外で施設を使用する場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

第 3 章 備品等の取扱い

(備品の管理等)

第 26 条 甲は、本業務の用に供するため、施設に設置する備品を無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定管理期間中、備品を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲乙双方協議の上、甲又は乙の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

4 乙は、故意又は過失により備品を毀損又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。なお、その備品は、備品として備品台帳に登録するものとし、その帰属は甲のものとする。

5 乙は、備品を本業務実施の用のみに供するものとし、第三者に権利を譲渡し、又は対象施設での利用以外の目的で貸与してはならない。ただし、甲が認める場合はその限りではない。

(備品の購入等)

第 27 条 管理業務に要する備品の購入は、甲が行うものとする。また、備品の修繕についても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、指定管理料のうち、図書館条例第 5 条第 1 項に規定する図書館資料を除く備品の購入又は修繕の支払に充てるも

のとして年度協定に定める額の範囲内で、乙に備品を購入又は修繕させることができる。

3 前項の規定により乙が購入した備品については、甲に所有権が帰属するものとする。

4 乙は、自己の費用で購入又は調達した備品を本業務実施の用に供するときは、あらかじめ甲に協議し、甲に帰属する備品とは別に管理することとする。なお、当該備品を甲に帰属することを妨げない。

第4章 業務実施状況の確認等

（モニタリングの実施）

第28条 甲は、乙に対して「武蔵野市指定管理者制度の運用に関する指針」に定めるモニタリング（以下「モニタリング」という。）を実施するものとする。

2 乙は、モニタリングの実施にあたり、甲が管理業務の実施状況の調査又は文書の提出を求めたときは、これに速やかに応じなければならない。

3 乙が実施するモニタリングに係る費用は乙の負担とする。

4 モニタリングの結果、乙の管理業務に改善が必要であると判断した場合、甲は、管理業務の改善等必要な指示を行うものとする。

5 乙は、モニタリングにおいて甲から改善等の指示があった場合は、甲から指示された内容に従い、管理業務の改善等を行い、甲へ改善等の報告書を提出しなければならない。

6 乙は、モニタリングの評価に関する事項が甲の判断で公表されることを拒み若しくは妨げることができないものとし、当該公表を承諾するものとする。

（利用者ニーズの把握）

第29条 乙は、施設の利用者に対するサービスの向上等を図るため、甲と協議の上、利用者へのアンケートの実施等により乙の管理業務に係る利用者ニーズ等を把握するものとする。

（労働条件審査への協力）

第30条 甲は、「武蔵野市指定管理者制度の運用に関する指針」に定める労働条件審査を実施するものとする。

2 労働条件審査の実施にあたり、甲が乙の従業員等の労働条件について調査又は文書の提出を求めたときは、これに速やかに応じなければならない。

3 労働条件審査の結果、乙の業務に改善が必要であると判断した場合、甲は、業務の改善等必要な指示を行うものとする。

4 労働条件調査において甲から改善等の指示があった場合は、甲から指示された内容に従い、指定管理業務の改善等を行い、甲へ改善等の報告書を

提出しなければならない。

- 5 乙は、労働条件審査の結果に関する事項が甲の判断で公表されたことを拒み、若しくは妨げることはできないものとし、当該公表を承諾するものとする。

（事業報告書の作成及び提出）

第 31 条 乙は、武蔵野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年6月武蔵野市条例第13号。以下「手続条例」という。）第8条第1項第6号に掲げる事業報告書を、毎会計年度終了後55日以内に甲に提出するものとする。

- 2 事業報告書は、次に掲げる事項について当該年度の実績等を記載したものとする。

- (1) 管理業務の実施状況及び施設の利用状況
- (2) 管理経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために甲が必要と認める事項

- 3 乙は、甲が第51条に基づき年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日の翌日から45日以内に当該年度の当該指定が取れ消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- 4 甲は必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

（定例報告）

第 32 条 乙は、前条第2項第1号に掲げる事項については、年度当初に施設の管理に係る予算書、事業計画書等を、事業終了後は甲の指定する日までに施設の管理に係る決算書、事業実績等を提出しなければならない。

- 2 前条に規定するもののほか、乙は、四半期終了ごとにその管理業務等に係る実績報告を提出しなければならない。

- 3 乙は、管理業務の会計に関する帳簿及び書類等を整備して、常に経理状況を明らかにしておくとともに当該年度の終了後5年間これを保存するものとする。

（業務報告及び監査）

第 33 条 乙は、甲から手続条例第8条第1項第7号に掲げる業務報告の聴取等について求められた場合は、速やかに対応するものとする。

- 2 武蔵野市監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、乙の管理業務に関する出納関連の事務について監査を行うことができる。

(業務実施状況等の確認)

第 34 条 甲は、乙が提出した第 12 条の事業計画書及び第 31 条の事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を随時行うものとする。

2 甲は、前項の確認のため必要があると認める場合には、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について文書又は口頭による報告を求め、又は管理施設へ随時立ち入って実施状況を調査することができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(業務の改善指示)

第 35 条 第 28 条に規定するモニタリング及び前条による確認の結果、乙による業務実施状況が第 9 条及び第 13 条の規定に基づく実施条件を満たしていないと認められるときは、甲は、乙に対して必要な指示を行い、又は業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項の指示又は改善勧告を受けた場合は、甲に対して改善策を提示するとともに、速やかに実行し、改善結果を武蔵野市に報告しなければならない。

(本部の財務状況の確認)

第 36 条 乙は、本業務を安定して行う経営基盤を有していることを明らかにするため、第 31 条に規定する事業報告書の提出と合わせて、甲の求めがあった場合は、次に掲げる資料を提出しなければならない。

(1) 決算書(貸借対照表、損益計算書等)

(2) その他甲が必要と認める書類

(各種資料等の作成業務)

第 37 条 甲に各種調査、アンケートなどの依頼があり、乙に指定管理業務に関する事項の回答又は関連資料の提出を求めた場合、乙は応じるものとする。

第 5 章 指定管理料

(指定管理料の支払)

第 38 条 甲は、本業務の実施の対価として、予算の範囲内で乙に対して指定管理料を支払う。

2 甲が乙に対して支払う指定管理料の詳細については、別途年度協定に定めるものとする。

(指定管理料の変更)

第 39 条 甲又は乙は、指定期間中に不測の事態が生じ、当初合意された指

定管理料が不適當となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否、変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(管理口座)

第 40 条 乙は、本業務の実施に係る収入及び支出を適切に管理することを目的として、本業務専用の口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

第 6 章 損害賠償及び不可効力

(損害賠償の義務)

第 41 条 甲は、乙がこの協定の義務の履行を怠り、又はこの協定に定める各条項に違反したときは、そのことによって生じた損害の賠償を乙に求めることができる。ただし、甲がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

2 甲は、業務の実施中に乙の原因により発生した事故に対しては、何らの責任を負わないものとする。

3 乙又は乙の代理人等が業務の実施にあたり、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙は、甲又は第三者に対する損害賠償の責任を負うものとする。

(保険)

第 42 条 管理業務の実施にあたり、乙は、乙が行う業務遂行上の瑕疵に起因する事故等の賠償保険を付保しなければならない。

(不可抗力発生時の対応)

第 43 条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく対応措置をとり、不可抗力により発生した損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めなければならない。

(不可抗力によって発生した施設の復旧費用等の負担)

第 44 条 不可抗力の発生に起因して施設、設備及び備品に損害や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細について、甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行ったうえで乙と協議を行い、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。不可抗力の発生に起因して施設、設備及び備品に損害又は増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が加入した保険により補填された金額相当分については、

甲の負担に含まないものとする。

(不可抗力によって発生した管理運営の変更及び対策の費用等の負担)

第 45 条 不可抗力の発生に起因して乙に損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容及び程度の詳細について、甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損失状況の確認を行ったうえで乙と協議を行い、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損失や増加費用が発生した場合、当該費用の負担については甲と乙協議のうえ、決定するものとする。なお、乙が加入した保険により補填された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第 46 条 第44条第 2 項及び前条第 2 項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議のうえ、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

3 前項の規定に基づき、甲は、乙に支払った指定管理料の全部又は一部の返還を求めることができる。

第 7 章 指定期間の満了

(本業務の引継ぎ)

第 47 条 乙は、本協定の満了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎを行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の満了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(予約する事業の承継)

第 48 条 乙は、その協定期間を超えて施設の管理業務に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

2 前項の契約は、協定期間終了後、引き続く期間に係る指定管理者への継承が可能なものであることを考慮したものではない。

3 乙は、その協定期間を超えて自主事業の開催に係る契約を行うときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

4 前3項の契約の権利並びに次の協定期間に係る利用申請は、協定期間終了の際、速やかに甲に引き渡さなければならない。

(協定期間終了に伴う原状回復)

第49条 乙は、協定期間の満了又は指定の取消しにより施設の管理が終了したときは、甲乙協議のうえ、甲の指定する方法により破損し、又は汚損した部分を原状に回復するものとする。

(管理物品、文書及び個人情報等の扱い)

第50条 本協定の満了に際し、管理物品の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 備品については、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継がなければならない。

(2) 乙は、自己の費用で購入又は調達した備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去又は撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

2 消耗品、その他の物品類の扱いについては、前項に準じ、甲乙協議の上決定するものとする。

3 本協定の満了に際し、本業務の実施に必要な文書等について、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

4 乙は、乙が保有する個人情報を、甲又は甲が指定する者に引き継ぐ際には、漏えいのないように確実に引き継がなければならない。また、保有する必要のなくなった個人情報は、適切な手段で速やかに廃棄することとし、乙が独自のシステム等を利用していた場合には、引継ぎや廃棄を確実に行うものとする。

第8章 指定期間満了以前の指定の取消等

(甲による指定の取消し)

第51条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 第34条に規定する報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき。

(2) 第35条に規定する必要な指示に従わないとき。

(3) 乙が倒産し、または財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理運営の継続が困難と認められるとき。

- (4) 業務に際し不正行為があったとき。
 - (5) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する「暴力団」に該当し、又は武蔵野市暴力団排除条例（平成24年9月武蔵野市条例第24号）及び武蔵野市が発注する契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年1月20日施行）に規定する入札参加資格停止措置要件に該当することが判明したとき。
 - (6) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
 - (7) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があったとき。
 - (8) その他甲が乙による管理を継続することが適当でないと認めるとき。
- 2 甲は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の掲げる事項について乙と協議を行わなければならない。
- (1) 指定取消しの理由
 - (2) 指定取消しの要否
 - (3) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
 - (4) その他必要な事項
- 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、甲に損害を及ぼしたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 4 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失や増加費用が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。
- 5 第1項の規定により、年度途中において、指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、乙が既に受領している当該年度の指定管理料の全部又は一部の返還を求めることができる。（乙による指定の取消しの申出）
- 第52条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。
- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき（一方的な仕様変更又は指定管理料の減額等、甲より不合理な要求が提示された場合を含む。）
 - (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害または損失を被ったとき。
 - (3) その他、乙の責めに帰すべき事由により乙が指定の取消しを希望するとき。
- 2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第 53 条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、施設又は設備に損害が発生し、本業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項の取消しによって乙に損失及び増加費用が発生した場合、当該費用の負担については甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第 54 条 第47条から第50条までの規定は、前3条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

第9章 その他

(留意事項)

第 55 条 乙は、管理業務の実施にあたっては、次に掲げる事項に留意し、業務を円滑に行うものとする。

(1) プレイス条例及び図書館条例の設置目的に基づいて管理運営を行うこと。

(2) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利又は不利となる運営をしないこと。

(3) 武蔵野市、市民、関係団体等との連携を図った事業運営を行うこと。

(4) 利用者等から要望及び苦情等を受け付けた場合は、その内容及び対応経過を記録し、速やかにその内容に対する対応方策を検討し、乙の責任において公正かつ迅速な対応を行うこと。内容に応じて、甲に報告又は甲と対応を協議すること。

(5) 施設の管理運営にかかわる各種規程、要綱等を作成する場合は、甲と協議すること。

(6) 管理業務の遂行に必要な各種規程がないときは、武蔵野市の諸規程に準じ、又はその趣旨に基づいて業務を実施すること。

(申請書の様式等)

第 56 条 使用許可の申請等の手続に係る様式は、あらかじめ甲の承認を得て、乙が定めるものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 57 条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りでない。

(反社会的勢力等の排除)

第 58 条 乙は公の施設の管理運営にあたり、暴力団、暴力団員等を始めとする反社会的勢力を排除するために、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、甲が武蔵野市暴力団排除条例及び武蔵野市が発注する契約における暴力団等排除措置要綱に基づき、甲の契約から排除する措置（入札参加資格停止措置）を行った業者を公の施設の管理運営に関する契約の相手方としてはならない。
- (2) 乙が公の施設の管理運営に関する契約を締結するときには、契約の相手方が甲から入札参加停止措置を受けた場合、当該契約を解除又は解約できる旨を契約条項に規定しなければならない。
- (3) 乙は、公の施設の管理運営に関して不当要求行為等を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察に届けなければならない。

(本業務の範囲外の業務)

第 59 条 乙は、対象施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。自主事業とは、本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。

- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 乙が行う自主事業を実施するにあたって、甲は別途に自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(災害発生時の対応)

第 60 条 乙は、災害等の発生時における甲による本施設の使用に関して、武蔵野市との間で締結された協定に基づき適切に対応するものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第 61 条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

- 2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）の定めるところによる。
- 4 本協定に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

(リスクの分担)

第 62 条 本指定管理に関するリスクの分担については、本協定又は募集要項に別途記載された内容のとおりとする。

2 前項の責任分担のうち、施設等の損傷が第三者の責めに帰すべきものであり、当該第三者が特定できる場合、乙は当該第三者に対して当該損害の賠償を求めるものとする。第三者が特定できない場合及び第三者が損害の賠償等に応じない場合は、甲と乙の協議のうえ、対応を決定する。

(協定の変更)

第 63 条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議のうえ、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第 64 条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第 65 条 本協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議のうえ、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第 66 条 本協定に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 1 日

甲 東京都武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 28 号
武蔵野市教育委員会

乙 東京都武蔵野市吉祥寺北町 5 丁目 11 番 20 号
公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団
理事長 竹内 道則